

費用別支出内容一覧表

議員名 俵 田 祐 児

費目	調査研修費 広報費	研修費 事務所費	会議費 事務費	資料費 人件費	整理番号	⑧-1
事業内容	事務所職員給与(アルバイト)					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	12月分	24,650	12,325	1名		
	1月分	79,050	39,524	2名		
	2月分	107,100	53,550	2名		
	3月分	174,250	78,693	2名(174250円×28/31×1/2)		
	《合計》	385,050	184,092			
按分割合 積算根拠	政務活動(50%)					
	政務活動(50%) + その他の活動(50%)					

- 注) 1 【全費用】注) 2を除く全ての費用の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する家賃料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	⑧-1
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

俵田 祐児 様
領収書 (12月分バイト料として)
¥ 24,650 *

2019年 1月 10日
住所 氏名 [REDACTED]

俵田 祐児 様
領収書 (1月分バイト料として)
¥ 22,525 *

2019年 2月 15日
住所 氏名 [REDACTED]

俵田 祐児 様
領収書 (2月分バイト料として)
¥ 52,700 *

2019年 3月 8日
住所 氏名 [REDACTED]

俵田 祐児 様
領収書 (3月分バイト料として)
¥ 113,050 *

2019年 4月 5日
住所 氏名 [REDACTED]

俵田 祐児 様
領収書 (1月分バイト料として)
¥ 56,525 *

2019年 2月 5日
住所 氏名 [REDACTED]

俵田 祐児 様
領収書 (2月分バイト料として)
¥ 54,400 *

2019年 3月 14日
住所 氏名 [REDACTED]

俵田 祐児 様
領収書 (3月分バイト料として)
¥ 61,200 *

2019年 4月 5日
住所 氏名 [REDACTED]

- 注) 1 領収書その他の書面には「当該支出の目的」を付記すること。
 2 按分による支出がある場合は、「領収書その他の証拠書類の添付欄」の余白に按分の割合及び按分による支出額を付記すること。
 3 按分による支出以外で経費の一部に政務活動費を充当した場合は、領収書等添付票の余白に政務活動費による支出額を付記すること。

費用別支出内容一覧表

議員名 俵 田 祐 児

費目	調査研修費 広報費	研修費 事務所費	会議費 事務費	資料費 人件費	整理番号	
					⑧-2・3	
事業内容	事務所職員給与(後援会活動等併用者)					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	4月分	100,000	50,000	1名		
	5月分	100,000	50,000	1名		
	6月分	100,000	50,000	1名		
	7月分	100,000	50,000	1名		
	8月分	100,000	50,000	1名		
	9月分	100,000	50,000	1名		
	10月分	100,000	50,000	1名		
	11月分	100,000	50,000	1名		
	12月分	100,000	50,000	1名		
	1月分	100,000	50,000	1名		
	2月分	100,000	50,000	1名		
	3月分	100,000	22,580	1名(100000円×28/31×1/4)		
		《合計》	1,200,000	572,580		
	按分割合 積算根拠	政務活動(50%)				
政務活動(50%) + その他の活動(50%)				*4月分~2月分		
----- 政務活動(25%)						
政務活動(25%) + その他の活動(75%)				*3月分		

- 注) 1 【全費用】注) 2を除く全ての費用の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する家賃料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	⑧ - 2
----	-----	------	-------

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 書

俵 田 祐 児 様

金額 ￥ 100,000 -

但し 4 月分給与として上記領収いたしました

平成 30 年 4 月 25 日

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

領 収 書

俵 田 祐 児 様

金額 ￥ 100,000 -

但し 5月分給与として上記領収いたしました

平成 30 年 5 月 25 日

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

領 収 書

俵 田 祐 児 様

金額 ￥ 100,000 -

但し 6 月分給与として上記領収いたしました

平成 30 年 6 月 25 日

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

領 収 書

俵 田 祐 児 様

金額 ￥ 100,000 -

但し 7月分給与として上記領収いたしました

平成 30 年 7 月 25 日

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

領 収 書

俵 田 祐 児 様

金額 ￥ 100,000 -

但し 8 月分給与として上記領収いたしました

平成 30 年 8 月 25 日

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

領 収 書

俵 田 祐 児 様

金額 ￥ 100,000 -

但し 9 月分給与として上記領収いたしました

平成 30 年 9 月 25 日

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

領 収 書

俵 田 祐 児 様

金額 ￥ 100,000 -

但し 10月分給与として上記領収いたしました

平成 30 年 10 月 25 日

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

領 収 書

俵 田 祐 児 様

金額 ￥ 100,000 -

但し 11月分給与として上記領収いたしました

平成 30 年 11 月 25 日

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	⑧-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収書

俵田 祐児 様

金額 ￥100,000-

但し 12 月分給与として上記領収いたしました

平成30年 12月25日

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

領収書

俵田 祐児 様

金額 ￥100,000-

但し 1 月分給与として上記領収いたしました

平成31年 1月25日

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

領収書

俵田 祐児 様

金額 ￥100,000-

但し 2月分給与として上記領収いたしました

平成31年 2月25日

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

領収書

俵田 祐児 様

金額 ￥100,000-

但し 3月分給与として上記領収いたしました

平成31年 3月25日

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

費用別支出内容一覧表

議員名 俵 田 祐 児

費目	調査研修費 広報費	研修費 事務所費	会議費 事務費	資料費 人件費	整理番号	⑧-4・5
事業内容	事務所職員給与(専ら政務活動従事者)					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	4月分	80,000	80,000	1名		
	5月分	80,000	80,000	1名		
	6月分	80,000	80,000	1名		
	7月分	80,000	80,000	1名		
	8月分	80,000	80,000	1名		
	9月分	80,000	80,000	1名		
	10月分	80,000	80,000	1名		
	11月分	80,000	80,000	1名		
	12月分	80,000	80,000	1名		
	1月分	80,000	80,000	1名		
	2月分	80,000	80,000	1名		
	3月分	80,000	72,258	1名(80000円×28/31)		
		《合計》	960,000	952,258		
	按分割合 積算根拠	政務活動(100%) 政務活動(100%)				

- 注) 1 【全費用】注) 2を除く全ての費用の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する家賃料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	⑧ - 4								
【領収書その他の書面の添付欄】											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 10px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 4 月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 4 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p> </td> <td style="width: 50%; padding: 10px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 5月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 5 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 6 月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 6 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p> </td> <td style="padding: 10px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 7月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 7 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 8 月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 8 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p> </td> <td style="padding: 10px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 9月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 9 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 10 月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 10 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p> </td> <td style="padding: 10px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 11月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 11 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p> </td> </tr> </table>				<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 4 月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 4 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p>	<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 5月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 5 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p>	<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 6 月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 6 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p>	<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 7月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 7 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p>	<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 8 月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 8 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p>	<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 9月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 9 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p>	<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 10 月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 10 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p>	<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 11月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 11 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p>
<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 4 月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 4 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p>	<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 5月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 5 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p>										
<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 6 月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 6 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p>	<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 7月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 7 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p>										
<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 8 月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 8 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p>	<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 9月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 9 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p>										
<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 10 月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 10 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p>	<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000 -</p> <p>但し 11月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 11 月 25 日</p> <p>(住所) </p> <p>(氏名) </p>										

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	⑧-5
【領収書その他の書面の添付欄】			
<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000-</p> <hr/> <p>但し 12 月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 30 年 12 月 25 日</p> <p>(住所) ██████████</p> <p>(氏名) ██████████</p>		<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000-</p> <hr/> <p>但し 1月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 31 年 1 月 25 日</p> <p>(住所) ██████████</p> <p>(氏名) ██████████</p>	
<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000-</p> <hr/> <p>但し 2 月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 31 年 2 月 25 日</p> <p>(住所) ██████████</p> <p>(氏名) ██████████</p>		<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>俵田祐児 様</p> <p>金額 ￥ 80,000-</p> <hr/> <p>但し 3月分給与として上記領収いたしました</p> <p>平成 31 年 3 月 25 日</p> <p>(住所) ██████████</p> <p>(氏名) ██████████</p>	

たわらだ

俵田ゆうじ

県政レポート

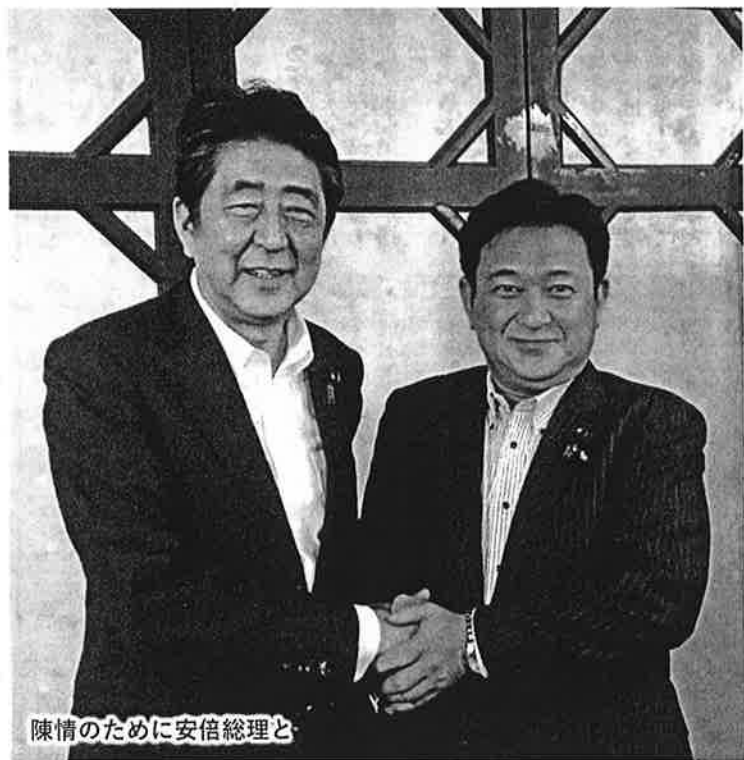
2019年新春発行 第4号

年頭所感

新春の候、益々「健勝の二」とお慶び申し上げます。
旧年中は、皆様方には格別なる御高配を賜り、深く感謝申し上げます。本年も皆様にとりまして、実り多き一年になりますよう心からお祈りいたします。

昨年は明治改元から百五十年を迎える節目の年でありました。国政におきましては、明治維新胎動の地である本県出身の安倍総理が総裁選三選を果たされ、我が国が歴史の大きな転換点を迎える中、平成のその先の時代に向けて、どんな困難にもひるむことなく未来を切り拓いていくという力強い決意の下、新しい日本の国創りがスタートしたところです。

一方、県政では、2期目を託された村岡知事により、「活力みなぎる山口県」の実現に向けて、県政運営の指針となる新たな総合計画「やまぐち維新プラン」に基づき、活力の源となる産業力を伸ばす「産業維新」、人や物の流れを拡大して活性化する「大交流維新」、誰もが希望を持って、いつまでも安心して暮らし続けられる基盤を作る「生活維新」の「3つの維新」への挑戦が始まりました。



陳情のために安倍総理と

その中でも、明治百五十年プロジェクトの中核イベントとして開催された「山口ゆめ花博」は、一千万の咲き誇る花々をはじめ、一千を越えるイベントや体験プログラムにより、県内外から来場された多くの方々に、楽しさや感動とともに、山口県の未来に向かう力強いエネルギーを感じていただけたものと思います。

「つ」した節目の年を機に、私も自らを振り返り、これまでの歩みを再認識するとともに、未来に向かって進むエネルギーに変えていかなければならないと強く感じています。

これまでの四年間、県議会議員として、皆様からいただいた貴重なご意見を県政へと繋げ、県都山口を中心とした5つの「地域づくり・まちづくり」の実現に向けて取り組んでまいりました。この間、新山口駅周辺の拠点形成や山口市内の道路交通ネットワーク整備の進展、地域おこし協力隊による中山間地域の活性化など、少しずつではありますが、成果が目に見える形となって表れてきています。

いよいよ本県では、今年から、村岡知事の下で、次の時代を見据えた新たな県づくりが本格始動してまいります。今求められるのは、過去から学び未来をつくる「実践力」であります。私は、皆様の思いをしつかりとお聞きし、県政に反映させ、山口県のさらなる安心・安全・成長が実現できるよう、「実践人」としての役割を果たしてまいります。

- ①子育てしやすい「地域づくり」
- ②魅力ある「中山間地域づくり」
- ③県央の中核都市にふさわしい「まちづくり」
- ④安心・安全の「地域づくり」
- ⑤観光と交流の「まちづくり」

今年も平成最後の年であり、新しい元号が始まる年です。つづいた貴重な時代の移り変わりに身を置くことができることに深く感謝するとともに、これからも堅実かつ誠実に県議会議員としての職責を果たしながら、県勢発展に向けて、皆様とともに未来へと進んでまいりますので、本年も御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

山口県議会議員

俵田祐児

今、求められるのは実践力。

農業農村整備の推進

私は、県議会議員当選から一貫して、農業農村整備事業の重要性について訴えてきました。農業農村整備は、農業経営の効率化だけでなく、治水や景観形成、生態系維持など、私たちの生活に深く関係する多様な役割も果たしています。

このような視点から、二点お尋ねをします。

① 農地整備事業

農地整備事業予算の拡充など、農地整備事業の実施を待ちわびている多くの地域の方々の期待に応えられるようになった中、本県では、集落営農法人や連合体の設立が加速し、一経営体の規模拡大が進んでいます。また、新規就農者も年々増加し、次代の本県農業の姿が描けるようになってきました。

例えば、山口市川西地区では、JAが出資して県内最大級のイチゴ団地が建設され、十五名の新規就業者の雇用が地域へのよい刺激となり、また、南周防地域では、個々の法人では対応が困難な経営課題の解決に向けて、十七の集落営農法人で構成する法人連合体のアグリ南すおう株式会社設立されたところです。

そこで、本県の次代を担う若者に、農業には夢と魅力がある、その夢を実現するために就農したいと思ってもらうためには、これまで以上にダイナミックに、さらに多くの優良な農地整備地区を生み出していくことが必要だと考えますが、県として、今後の農地整備事業にどのように取り組まれるのか、御所見を伺います。

答弁 村岡知事

これまで、農地整備の推進と集落営農法人等の育成に一体的に取り組んだ結果、約二万三千ヘクタールの区画整理が実現するとともに、二百六十九の集落営農法人と七つの法人連合体が設立されたところです。

今後は、地域の実情を踏まえた実効性の高い整備計画を策定し、営農の複合化につながる先端技術の導入や、国事業の積極的な活用により、大区画で排水条件が改善された優良な農地を県内全域に拡大してまいります。

具体的には、農地整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業者、JA、土地改良区を中心に、市町、県などが緊密に連携し、将来に向けた地域農業の設計図となる実効性の高い整備計画づくりを推進します。

また、営農の複合化に向けて生産基盤のさらなる充実を図るため、IoTやAI技術を活用したスマート農業の展開に対応した区画の拡大や、高収益作物の栽培に必要となる地下水制御システムの整備を強力に進めていきます。

さらに、中核経営体などの整備要望にスピード感を持って応えていくため、国が今年度新たに創設した農家負担を伴わない農地整備事業を活用し、一層の整備促進を図っていきます。

私は、中核経営体の一層の成長を促し、次代を担う若者が将来に夢と希望を持って農業を展開できるよう、農地整備を積極的に推進し、本県農業の成長産業化の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

② ため池の防災・減災対策

稲作農業が主体である本県全域に数多く点在するため池は、老朽化しているものが多く、県は、定期的に実態調査を行うとともに、危険ため池は毎年、管理者である農家の方々ははじめ、市町、県土地改良事業団体連合会などの方々と一緒に点検を行うなど、安全性の確保に取り組んできました。

二つした中、本年七月に発生した西日本豪雨災害によるため池決壊を受けて、全国のため池を緊急点検した結果、応急措置が必要なため池が、全国に千五百四十カ所あるとされる一方で、本県ではわずかに一カ所だけでした。

しかしながら、これまでと同じ点検や整備でよいのか、不安に感じておられる方も多く聞いており、過去に例のない災害が毎年発生している今こそ、県民の皆さんの理解を得て、ため池の整備事業に取り組んでいくことが必要だと考えています。そこで、ため池の防災・減災対策について、これまでの県の取り組みと合わせ、今後、どのように取り組まれるのか、御所見をお伺いします。

答弁 山根農林水産部長

県では、ため池災害の未然防止を図るため、危険ため池の整備やハザードマップの作成支援に取り組むとともに、梅雨入り前には危険ため池の点検パトロールを通じ、管理者等への適切な維持管理の指導を行ってきました。

一つした中、緊急点検で応急措置が必要とされたため池一カ所は、既に対策を完了しましたが、一方で、老朽化が進行し、対応が必要となるため池も確認されたところです。

このため、関係者の理解と協力を得ながら、ハード・ソフト両面でのため池の防災・減災対策を強力に進めてまいります。

まず、ハード対策では、これまでの取り組みに加え、老朽化が判明した約四百のため池の詳細調査を直ちに実施し、緊急対策が必要なため池は、整備を前倒しするなど状況に応じた確に対処していきます。

さらに、利用されなくなったため池は、国により新たに創設された地元負担を伴わない事業を活用し、堤体の切開を積極的に進めます。

また、ソフト対策では、市町のハザードマップ作成を強力に促進するため、今年度末までに全のため池の浸水想定区域を解析し、その結果を市町に提供していきます。

加えて、タブレット端末を活用した新たな点検手法を確立し、市町と迅速に情報共有し、適正な維持管理の徹底を図っていきます。

県としては、災害に強い県づくりの推進に向けて市町や管理者などと連携し、ハード・ソフト両面から、ため池の防災・減災対策に積極的に取り組んでいきます。

道路ネットワークの整備

中国自動車道湯田パーキングで、県内初となるスマートICの整備が平成三十一年度の完成を目指して着々と進められる一方、国道二号鏡鏡司地区の四車線化や国道九号木戸山地区のバイパスなど、地元が整備を望んでおられる箇所がまだまだ数多くあります。

県には、整備促進や未着手区間の早期整備、また、特にスマートICの名称を湯田温泉スマートICとすることについて、国や関係団体への強い働きかけを要望しておきます。

さて、湯田温泉から山口大学正門に至る都市計画道路泉町平川線は、沿線各所で交通渋滞が発生し、また、新山口駅前広場から国道九号に至る都市計画道路新山口駅長谷線は、ターミナルパークへのアクセス道路として、整備を進める必要があります。

そして、これら道路の整備に当たっては、円滑な交通の確保や良好な市街地の形成、災害発生時の避難や救助、救急活動なども考慮しておく必要があります。道路上の電柱や電線は、景観を損なうばかりでなく、地震では救助・支援活動の支障になったと聞いていますので、電線共同溝の整備などによる無電柱化も合わせて実施する必要があると考えています。

そこで、山口市が県央の中核都市としてさらに発展し、災害に強い都市となるためには、道路ネットワークの強化が緊急の課題であると考えますが、現在、どのような整備状況にあるのか、また、今後、どのように取り組まれるのか、御所見をお伺いします。

答弁 森若土木建築部長

山口市では、県内の主要渋滞箇所七十八カ所のうち十一カ所があるなど、市街地を中心に渋滞が発生しており、道路ネットワークのさらなる強化が必要と考えています。

とりわけ、泉町平川線は、湯田温泉から平川地区に至る幹線道路ですが、三カ所の主要渋滞箇所があるほか、下湯田交差点から秋穂渡瀬橋までの九百メートルの区間は歩道が狭く、早期整備が求められています。

このため、県では、平成二十九年度に下湯田交差点から約五百メートルの区間の拡幅工事を完成しており、また、残る区間は、平成二十八年度に歩道等の拡幅工事に着手し、現在、新設する橋梁の下部工事やJRとの設計協議を進めており、全区間の早期完成を目指して事業の推進に努めていきます。

次に、新山口駅長谷線は、新山口と山口宇部道路長谷ICを結ぶ幹線道路であり、県の陸の玄関口にふさわしく、新山口駅北地区拠点施設の計画に合わせて整備を進める必要があります。

このため、県では、現在、全区間の電線共同溝や排水構造物、安全施設等の整備を進めており、拠点施設の供用開始までの完成を目指し、工事の全面展開を図っていきます。

また、これらの整備に当たっては、景観や歩行空間の安全性・快適性に加え、災害発生時の避難や救助・救急活動なども考慮し、無電柱化をあわせて実施します。

県としては、引き続き、二路線をはじめとした道路の整備を着実に進めるとともに、県央部における道路ネットワークの強化に努めていきます。

MICEの効果的な誘致の推進

MICEとは、多くの集客交流が見込めるビジネスイベントなどの総称であり、会議などの主催者や参加者、出展者が当該地域で宿泊、飲食、観光をすることで大きな経済効果を生み出すため、国や県の重点施策として掲げられています。

私は、県央部のMICE誘致に係る資源集積、利便性に注目すべきであると考えています。県央部は新山口駅と山口宇部空港という広域交通拠点を中心に、MICE誘致に適した大型施設、湯田温泉を抱え、周辺地域には、大学、瀬戸内の企業群など研究機関も数多く立地し、観光資源も県内全域に広がります。

一いつした中、平成三十三年度には、新山口駅北口に、二千席の収容能力を備えた多目的ホールが供用開始する予定であり、県央部の利便性がさらに高まります。

今年度は明治百五十十年の取り組みや山口ゆめ花博により、全国や世界から本県に注目が集まる絶好のタイミングであることから、誘致活動を一層強化していく必要があります。

そこで、県では、本県MICE誘致に係る強みや競争力強化の動きを踏まえ、今後、その誘致にどのような取り組みをされるのか、御所見をお伺いします。

答弁 正司観光スポーツ文化部長

県では、本県が目指す大交流維新を実現していくため、やまぐち維新プランに、MICE誘致による交流人口の拡大を掲げ、国内外からのMICEによる誘客拡大に戦略的に取り組んでいくこととしています。

具体的には、経済効果の高い千人規模のコンベンションをターゲットに、国内最大級のイベントである、国際MICEエキスポへの出展により、学会関係者などのキーパーソンとのネットワークを構築し、大型コンベンション等誘致支援制度も活用しながら、誘致活動を強力に展開していきます。

加えて、多彩な観光資源や企業群が県内各地域に広がる本県の強みや特性を生かし、MICE参加者の県内周遊等のニーズにも応えながら、企業や団体の各種研修をはじめ、スポーツや文化芸術の大会等、幅広い分野の誘致にも積極的に取り組むこととしています。

また、県央部は、広域交通拠点やMICEに適した大型施設、宿泊施設等の集積に加え、三年後には新山口駅北口へ多目的ホールがオープン予定であり、本県のMICE誘致の競争力が一層強化されることから、地元山口市とも連携しながら計画的な取り組みを進めていきます。

MICE (マイス) とは？

M	Meeting (企業などの会議)
I	Incentive Travel (企業などの報酬・研修旅行)
C	Convention (国際機関・団体、学会等の会議)
E	Exhibition/Event (イベント)

子供の体力向上に向けた取り組み

体力は、人間の健全な発達、成長を支え、より豊かで充実した生活を送るための大変重要な要素です。

現在の子供は、体格では親の世代を上回るものの、体力・運動能力は総じて下回り、子供の身体能力の低下が深刻な状況です。これは、外遊びや体を動かす機会の減少が大きな要因とされています。

県教委の取り組みにより運動習慣の定着は進んでいるものの、体力は全国平均を下回り、運動時間が体力の向上にうまくつながっていないことから、これまでの取り組みの検証と、より効果的な取り組みの検討や実践が必要と考えます。

また、運動習慣の定着には、子供たちが遊びの中で運動の楽しさを実感し、自発的に取り組んでいけるような工夫も必要だと思えます。

山口ゆめ花博では、外遊びゾーンが設けられており、子供たちが体を動かす気持ちよさや楽しさを味わい、大人も外遊びの大切さを再認識する機会となることを大いに期待しています。

そこで、次代を担う子供たちの元氣創造の源となる体力の向上に向けて、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、今後どのように取り組まれるのか、御所見をお伺いします。

答弁 浅原教育長

県教委では、近年の小中学生の体力の低下や、運動する子としない子の二極化などの課題の解決に向け、スポーツ医・科学の専門家等による協議会の意見を踏まえ、様々な取り組みを進めてきたところ です。

具体的には、運動の苦手な子でも楽しさや喜びを味わえるよう、授業等での指導方法を工夫改善するとともに、運動・遊び教室を開催するなど、運動機会の創出にも取り組んできました。

また、特に課題となっている柔軟性は、平成二十八年度から全小中学校の共通課題として重点的に取り組んだ結果、柔軟性の向上はもとより、投力の向上などにも波及効果が現れてきています。

今後は、運動時間と体力向上との関係について継続的に検証し、体力向上につながる、より効果的な方策を検討していきます。

また、子供たちが遊びの中で運動の楽しさを実感し、自発的に取り組めるよう、クラス単位で楽しく挑戦できる運動遊び等のウェブでの紹介や、オンラインなどによるスポーツ教室の開催などに取り組んでいきます。

加えて、今年度から、親子で取り組める運動遊び等を紹介する家庭用広報誌を発行するなど、さらなる啓発活動に努めることとしています。

県教委としては、今後とも、外遊びの機会の拡大等を図りつつ、子供の体力向上にしっかりと取り組んでまいります。

子供と女性の犯罪被害防止

犯罪被害防止

県内の刑法犯認知件数は、近年、着実に減少しているものの、残念ながら、女性や子供が被害となるストーカー、配偶者暴力、児童虐待などの犯罪は増加傾向にあります。

ストーカーや配偶者暴力(DV)は、重大事件に発展するおそれもあるため、犯罪を未然に防ぐ、犯罪を重大な事件に発展させない、そして、起きた犯罪を確実に検挙するといったことが、抑止力の観点からも極めて重要だと思えます。

また、児童虐待は、今年三月の東京都での事件が余りに衝撃的で、こんな悲しい事件を二度と繰り返すことのないよう、社会全体で児童虐待防止に取り組む必要があります。

折しも、中央児童相談所は、現在建設中の山口警察署の隣接地に移転予定であり、今後は、警察をはじめ関係機関との一層の連携強化などにより、犯罪防止対策の取り組みを一層加速していかねばなりません。

そこで、県警察として、女性と子供に対する犯罪の現状をどう認識し、また、県民が安心・安全を感じて暮らすことができるよう、こうした犯罪の防止対策に、今後、どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いします。

答弁 柴山警察本部長

ストーカーやDV、児童虐待は、近年、増加傾向にあり、本年八月末現在においても、前年同期比で増加しています。

これらの事案には、被害の実態がつかみづらい、加害者が検挙も顧みずに殺害行為に及ぶなど事態が急展開し、重大事件に発展するおそれがある、などの特徴があります。

このため、県警察では、被害者の安全確保を最優先に、事案を認知した場合、現場への警察官の派遣、加害者への警告措置や児童相談所への通告、事態が深刻化する前に、関係法令を駆使しての加害者の検挙、関係機関・団体と連携してのシルターへの被害者の保護などを行って被害の防止に努めています。

なお、昨年四月には、本部に人身安全対策課を新設し、警察署が把握した事案を全件報告させ、二十四時間体制で必要な助言、指導、支援を行っています。

また、児童虐待事案は、児童相談所や市町との緊密な連携が肝要であるため、昨年十一月、県との間に児童虐待に関する情報共有協定を締結し、また、市町設置の要保護児童対策地域協議会に参画しています。

女性や子供をストーカーなどの被害から守ることは、県警察の重要な責務の一つであると認識しています。

ただ、警察では十分対応できないところもありますので、関係機関・団体としっかりと連携して、犯罪の防止に最善を尽くしていきたいと考えています。



2018年 活動レポート



3月
新山口駅北口広場
リニューアルオープン
式典にて渡辺純忠山口市長と



5月 県内港湾設備視察



6月 西村康稔内閣官房副長官に陳情



7月 県内企業・山口ゆめ花博会場視察



7月
文化財保護、継承推進のために
山口祇園祭振興会に参加



11月 山口ゆめ花博
明治維新150年記念式典



8月 県議会総務企画委員会
九州視察



山口県議会9月定例会一般質問

プロフィール

- 昭和46年山口市生まれ 山口市三の宮在住
- 山口市立大殿小学校 卒業 ○野田学園中学・高校 卒業
- 衆議院議員 吹田悦 秘書
- 山口市議会議員(4期) 議長・副議長歴任
- 山口県議会議員(平成27年4月初当選)
- 農林水産委員会 議会運営委員会 決算特別委員会委員
(平成29年5月まで)
- 総務企画委員会 副委員長 地方創生加速化特別委員会委員
(平成29年5月より)

【役 職】

- 自由民主党山口県連 政務調査会副会長
- 自由民主党山口支部 幹事長

【地域活動】

- 学校法人野田学園 同窓会「巴会」副会長
- 学校法人鴻城義塾 理事
- 山口市アーチェリー協会 会長
- 山口市ハンドボール協会 会長
- 大殿地区町内連合会 顧問
- 大殿春秋会 副会長
- 山口祇園祭振興会 事務局長
- アートふる山口実行委員会 委員
- 大殿地区体育委員会 会長



12月 山口市内
農林業視察

地域についてのご要望やお考え、お聞かせ下さい！

俵田ゆうじ事務所

〒753-0084 山口市銭湯小路2-2-1 ビバリーハウス西京1階
TEL:083-923-1332 FAX:083-924-9996 メール:info@tawarada.com

